

平成 2 4 年 9 月 2 8 日

有限会社藤原アイスクリーム工場に対する景品表示法に基づく措置命令について

消費者庁は、本日、有限会社藤原アイスクリーム工場（以下「藤原アイスクリーム工場」という。）に対し、景品表示法第 6 条の規定に基づき、措置命令（別添参照）を行いました。

藤原アイスクリーム工場が販売する天然はちみつの原産国に係る表示について、景品表示法に違反する行為（同法第 4 条第 1 項第 3 号の規定に基づく「商品の原産国に関する不当な表示」に該当）が認められました。

なお、本件は、当庁及び公正取引委員会（公正取引委員会事務総局東北事務所）の調査の結果を踏まえ、当庁が措置命令を行うものです。

1 藤原アイスクリーム工場の概要

所在地 盛岡市若園町 3 番 1 0 号

代表者 代表取締役 藤原 誠市

設立年月 昭和 3 3 年 5 月

資本金 3 0 0 万円（平成 2 4 年 8 月現在）

2 措置命令の概要

(1) 対象商品

別表 1 「品名」欄記載の天然はちみつ 2 6 商品

(2) 対象表示

ア 表示媒体

商品本体に貼付されたラベル及び封緘シール

イ 表示期間

平成 2 2 年 9 月から平成 2 3 年 1 2 月までの間

ウ 表示内容

別表 1 「表示媒体及び表示内容」欄記載のとおり、国内の地名等を記載

<表示例> 【「厳選 あかしあ 一番蜜 150g」の表示（別表1のNo. 24）】

<ラベル（前面）>



<ラベル（後面）>



<封緘シール>



岩手、藤原蜂蜜のおすすめ 藤原養蜂場は日本でも最も古く、明治時代から蜜蜂の飼育に専念、改良を加えて今日に至って居り、特に三陸地方から北上山系の早池峰山麓に本拠地を置き、我が国で最も品質の高いとうたわれる純粋の「栃やあかしあやクローバーの花の蜜」を生産して参りました。
岩手県盛岡市若園町三の十
藤原養蜂場

いわて・もりおか
藤原養蜂場

※ 他の表示例については別紙参照

(3) 実際

ア 対象商品の内容物は、別表2記載のとおり、国内で採蜜された天然はちみつに、中華人民共和国（以下「中国」という。）又はハンガリーで採蜜された天然はちみつが混合されているものであった。

イ 商品の「原産国」とは、その商品の内容について実質的な変更をもたらす行為が行われた国をいう。

藤原アイスクリーム工場が、対象商品について行っていた濾過、低温乾燥加工、混合及び充填は、対象商品の内容について実質的な変更をもたらす行為とは認められない。

ウ 前記（２）の表示は、対象商品の内容物のうち中国又はハンガリーで採蜜された天然はちみつが、それぞれの国で採蜜されたものであることを一般消費者が判別することが困難なものであった。

（４）命令の概要

ア 前記（２）の表示は、対象商品の原産国について、一般消費者に誤認されるおそれがある表示であり、景品表示法に違反するものである旨を、一般消費者へ周知徹底すること。

イ 再発防止策を講じて、これを役員及び従業員に周知徹底すること。

ウ 今後、同様の表示を行わないこと。

【本件に対する問合せ先】

消費者庁表示対策課 担当者：佐藤、小林

電 話 ０３－３５０７－９２３９

ホームページ <http://www.caa.go.jp/>

No.	品名	表示媒体及び表示内容
1	純粋蜂蜜 主にあかしあの花 2500g	○ラベル 「東北養蜂発祥の地」、「日本みつばちの郷」、「詩情豊かな岩手路」、「岩手 藤原養蜂場」、「岩手、藤原蜂蜜のおすすめ 藤原養蜂場は日本でも最も古く、明治時代から蜜蜂の飼育に専念、改良を加えて今日に至って居り、特に三陸地方から北上山系の早池峰山麓に本拠地を置き、我が国で最も品質の高いとうたわれる純粋の『栃やあかしあやクローバーの花の蜜』を生産して参りました。」、「藤原養蜂場」、「岩手県盛岡市若園町3-10」
2	純粋蜂蜜 主にあかしあの花 1200g	
3	純粋蜂蜜 主にあかしあの花 1000g	
4	純粋蜂蜜 主にあかしあの花 600g	
5	純粋蜂蜜 主にあかしあの花 550g	
6	純粋蜂蜜 主にあかしあの花 500g	
7	純粋蜂蜜 主にあかしあの花 700g	○ラベル 「東北養蜂発祥の地」、「日本みつばちの郷」、「詩情豊かな岩手路」、「岩手 藤原養蜂場」、「藤原養蜂場は日本でも最も古く、明治時代から蜜蜂の飼育に専念、改良を加えて今日に至って居り、特に三陸地方から北上山系の早池峰山麓に本拠地を置き、我が国で最も品質の高いとうたわれる純粋の『栃やあかしあやクローバーの花の蜜』を生産して参りました。」、「岩手県盛岡市若園町三の十」、「藤原養蜂場」
8	純粋蜂蜜 主にあかしあの花 300g	
9	純粋蜂蜜 主にあかしあの花 200g	
10	純度100% あかしあの花 蜂蜜 120g	①ラベル 「岩手県盛岡市若園町3-10」、「藤原養蜂場」、「当藤原養蜂場では、日本で一番味にくせがなく、また固まりにくい良質の『あかしあの花』の蜂蜜を、純度100%のまま皆様の食卓にお届けいたしております。」 ②封緘シール 「いわて・もりおか」、「藤原養蜂場」
11	一番蜜 純度100% あかし あの花 蜂蜜 120g	
12	厳選 あかしあ 一番蜜 50g	①ラベル 「岩手県盛岡市若園町三の十」、「藤原養蜂場」 ②封緘シール 「いわて・もりおか」、「藤原養蜂場」
13	あかしあ 蜂蜜 2500g	○ラベル 「岩手県盛岡市若園町3-10」、「藤原養蜂場」

No.	品名	表示媒体及び表示内容
14	あかしあ 蜂蜜 1000g	①ラベル 「岩手県盛岡市若園町3-10」、「藤原養蜂場」 ②封緘シール 「いわて・もりおか」、「藤原養蜂場」
15	あかしあ 蜂蜜 500g	
16	あかしあ 蜂蜜 50g	
17	一番蜜 あかしあ 1000g	
18	一番蜜 あかしあ 500g	
19	純白 あかしあの花 一番蜜 2500g	○ラベル 「岩手、藤原蜂蜜のおすすめ 藤原養蜂場は日本でも最も古く、明治時代から蜜蜂の飼育に専念、改良を加えて今日に至って居り、特に三陸地方から北上山系の早池峰山麓に本拠地を置き、我が国で最も品質の高いとうたわれる純粋の『栃やあかしあやクローバーの花の蜜』を生産して参りました。」、「藤原養蜂場」、「岩手県盛岡市若園町3-10」
20	純白 あかしあの花 一番蜜 1200g	
21	純白 あかしあの花 一番蜜 1000g	
22	厳選 あかしあ 一番蜜 700g	○ラベル 「岩手、藤原蜂蜜のおすすめ 藤原養蜂場は日本でも最も古く、明治時代から蜜蜂の飼育に専念、改良を加えて今日に至って居り、特に三陸地方から北上山系の早池峰山麓に本拠地を置き、我が国で最も品質の高いとうたわれる純粋の『栃やあかしあやクローバーの花の蜜』を生産して参りました。」、「岩手県盛岡市若園町三の十」、「藤原養蜂場」
23	厳選 あかしあ 一番蜜 300g	
24	厳選 あかしあ 一番蜜 150g	①ラベル 「岩手、藤原蜂蜜のおすすめ 藤原養蜂場は日本でも最も古く、明治時代から蜜蜂の飼育に専念、改良を加えて今日に至って居り、特に三陸地方から北上山系の早池峰山麓に本拠地を置き、我が国で最も品質の高いとうたわれる純粋の『栃やあかしあやクローバーの花の蜜』を生産して参りました。」、「岩手県盛岡市若園町三の十」、「藤原養蜂場」 ②封緘シール 「いわて・もりおか」、「藤原養蜂場」
25	厳選 あかしあの花 一番蜜 600g	○ラベル 「岩手、藤原蜂蜜のおすすめ 藤原養蜂場は日本でも最も古く、明治時代から蜜蜂の飼育に専念、改良を加えて今日に至って居り、特に三陸地方から北上山系の早池峰山麓に本拠地を置き、我が国で最も品質の高いとうたわれる純粋の『栃やあかしあやクローバーの花の蜜』を生産して参りました。」、「藤原養蜂場」、「岩手県盛岡市若園町3-10」
26	厳選 あかしあの花 一番蜜 550g	

別表2

品名	年別のはちみつの割合		
	原産国	平成22年	平成23年
純粋蜂蜜 主にあかしの花 2500g 純粋蜂蜜 主にあかしの花 1200g 純粋蜂蜜 主にあかしの花 1000g 純粋蜂蜜 主にあかしの花 700g 純粋蜂蜜 主にあかしの花 600g 純粋蜂蜜 主にあかしの花 550g 純粋蜂蜜 主にあかしの花 500g 純粋蜂蜜 主にあかしの花 300g 純粋蜂蜜 主にあかしの花 200g 純度100% あかしの花蜂蜜 120g あかしか 蜂蜜 50g	日本	約11%	約12%
あかしか 蜂蜜 2500g あかしか 蜂蜜 1000g あかしか 蜂蜜 500g	中国	約89%	約88%
純白 あかしの花 一番蜜 2500g 純白 あかしの花 一番蜜 1200g 純白 あかしの花 一番蜜 1000g 厳選 あかしか 一番蜜 700g 厳選 あかしか 一番蜜 300g 厳選 あかしか 一番蜜 150g 厳選 あかしか 一番蜜 50g 厳選 あかしの花 一番蜜 600g 厳選 あかしの花 一番蜜 550g 一番蜜 純度100% あかしの花 蜂蜜 120g 一番蜜 あかしか 1000g 一番蜜 あかしか 500g	日本	約7%	約9%
	中国	約93%	約91%
	日本	約28%	約30%
	中国	約36%	約35%
	ハンガリー	約36%	約35%

【「純粋蜂蜜 主にあかしあの花 500g」の表示（別表1のNo. 6）】

<ラベル（前面）>



<ラベル（後面）>



【「純粋蜂蜜 主にあかしあの花 300g」の表示（別表1のNo. 8）】

<ラベル（前面）>



<ラベル（側面）>



<ラベル（後面）>



【「純度100% あかしあの花 蜂蜜 120g」の表示（別表1のNo. 10）】

<ラベル（前面）>



<ラベル（側面）>



<ラベル（後面）及び封緘シール>



【「一番蜜 あかしあ 1000g」の表示（別表1のNo. 17）】

<ラベル>



<封緘シール>



【「純白 あかしあの花 一番蜜 1000g」の表示（別表1のNo. 21）】

<ラベル（前面）>



<ラベル（後面）>



【「厳選 あかしあの花 一番蜜 600g」の表示（別表1のNo. 25）】

<ラベル（前面）>



<ラベル（後面）>



○ 不当景品類及び不当表示防止法（抜粋）

（昭和三十七年法律第百三十四号）

（目的）

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

（不当な表示の禁止）

第四条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

2 （省略）

（措置命令）

第六条 内閣総理大臣は、第三条の規定による制限若しくは禁止又は第四条第一項の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。

- 一 当該違反行為をした事業者
- 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人
- 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人
- 四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者

(報告の徴収及び立入検査等)

第九条 内閣総理大臣は、第六条の規定による命令を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2～4 (省略)

(権限の委任)

第十二条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2 消費者庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を公正取引委員会に委任することができる。

3 公正取引委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について消費者庁長官に報告するものとする。

○ 不当景品類及び不当表示防止法第十二条第一項及び第二項の規定による権限の委任に関する政令（抜粋）

(平成二十一年政令第二百十八号)

(消費者庁長官に委任されない権限)

第一条 不当景品類及び不当表示防止法（以下「法」という。）第十二条第一項の政令で定める権限は、法第二条第三項及び第四項、第三条、第四条第一項第三号並びに第五条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項の規定による権限とする。

(公正取引委員会への権限の委任)

第二条 法第十二条第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限のうち、法第九条第一項の規定による権限は、公正取引委員会に委任する。ただし、消費者庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

○ 商品の原産国に関する不当な表示（抜粋）

（昭和四十八年公正取引委員会告示第三十四号）

- 1 国内で生産された商品についての次の各号の一に掲げる表示であつて、その商品が国内で生産されたものであることを一般消費者が判別することが困難であると認められるもの
 - 一 外国の国名、地名、国旗、紋章その他これらに類するものの表示
 - 二 外国の事業者又はデザイナーの氏名、名称又は商標の表示
 - 三 文字による表示の全部又は主要部分が外国の文字で示されている表示

- 2 外国で生産された商品についての次の各号の一に掲げる表示であつて、その商品がその原産国で生産されたものであることを一般消費者が判別することが困難であると認められるもの
 - 一 その商品の原産国以外の国の国名、地名、国旗、紋章その他これらに類するものの表示
 - 二 その商品の原産国以外の国の事業者又はデザイナーの氏名、名称又は商標の表示
 - 三 文字による表示の全部又は主要部分が和文で示されている表示

備考

- 1 この告示で「原産国」とは、その商品の内容について実質的な変更をもたらす行為が行なわれた国をいう。
- 2 （省略）

景品表示法による表示規制の概要

景品表示法 第4条 (不当な表示の禁止)

不当な表示

○優良誤認表示 (4条1項1号)

商品・サービスの品質、規格その他の内容についての不当表示

- ① 商品・サービスの内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示す表示
- ② 商品・サービスの内容について、一般消費者に対し、事実と相違して競争事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示

不実証広告規制 (4条2項)

消費者庁長官は、商品・サービスの内容(効果、性能)に関する優良誤認表示に該当するか否かを判断する必要がある場合に、期間を定めて、事業者に表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。

⇒ 事業者が資料を提出しない場合又は提出された資料が表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものと認められない場合は、当該表示は不当表示とみなされる。

○有利誤認表示 (4条1項2号)

商品・サービスの価格その他取引条件についての不当表示

- ① 商品・サービスの取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示
- ② 商品・サービスの取引条件について、競争事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示

○商品・サービスの取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがあると認められ内閣総理大臣が指定する表示 (4条1項3号)

- ① 無果汁の清涼飲料水等についての表示
- ② 商品の原産国に関する不当な表示
- ③ 消費者信用の融資費用に関する不当な表示
- ④ 不動産のおとり広告に関する表示
- ⑤ おとり広告に関する表示
- ⑥ 有料老人ホームに関する不当な表示

消表対第385号
平成24年9月28日

有限会社藤原アイスクリーム工場
代表取締役 藤原 誠市 殿

消費者庁長官 阿南 久
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第6条に基づく措置命令

貴社は、貴社が一般消費者に供給する天然はちみつの取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第4条第1項の規定により禁止されている同項第3号の規定に基づく「商品の原産国に関する不当な表示」（昭和48年公正取引委員会告示第34号）第2項に該当する表示を行っていたので、同法第6条の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

- (1) 貴社は、貴社が一般消費者に供給する別表1の「品名」欄記載の26商品（以下「本件26商品」という。）の原産国に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。
 - ア 貴社は、本件26商品について、平成22年9月から平成23年12月までの間、別表1の「表示媒体及び表示内容」欄記載の媒体において、同欄記載のとおり、国内の地名等を記載していたこと。
 - イ 実際には、本件26商品の内容物は、別表2記載のとおり、国内で採蜜された天然はちみつに、中華人民共和国（以下「中国」という。）又はハンガリーで採蜜された天然はちみつが混合されているものであったこと。
 - ウ 前記アの表示は、本件26商品の内容物のうち中国又はハンガリーで採蜜された天然はちみつが、それぞれの国で採蜜されたものであることを一般消費者が判別することが困難なものであって、本件26商品の原産国について、一般消費者に誤認されるおそれがある表示であり、景品表示法に違反するものであること。
- (2) 貴社は、今後、本件26商品又はこれらと同種の商品の取引に関し、前記1)記載の表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。
- (3) 貴社は、今後、本件26商品又はこれらと同種の商品の取引に関し、前記1)記載の

表示と同様の表示を行うことにより、当該商品の原産国について、一般消費者が判別することが困難である表示をしてはならない。

- (4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいて採った措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

- (1) 有限会社藤原アイスクリーム工場（以下「藤原アイスクリーム工場」という。）は、盛岡市若園町3番10号に本店を置き、天然はちみつ等の販売業を営む事業者である。
- (2) 天然はちみつは、関税定率法（明治43年法律第54号）別表の第〇四〇九・〇〇号に分類されており、また、分類例規（昭和62年12月23日蔵関第1299号）において、「天然はちみつとは、しよ糖分の含有量が全重量の5%以下、果糖の含有量が全重量の30%以上のものであって、かつ、全糖分中に占める果糖の割合が50%以上のものをいう」と規定されている。

- (3)ア 藤原アイスクリーム工場は、本件26商品について、自ら国内で養蜂して採蜜した天然はちみつ（以下「自家採集天然はちみつ」という。）、はちみつの卸売業者等から仕入れた国内で採蜜された天然はちみつ（以下「国産仕入れ天然はちみつ」という。）及び外国で採蜜された天然はちみつ（以下「外国産天然はちみつ」という。）を、自社の工場において容器に充填し、別表1の「品名」欄記載の品名を付して、自社の直営店、自社ウェブサイト、卸売業者及び小売業者を通じて一般消費者に供給している。

イ 藤原アイスクリーム工場は、自家採集天然はちみつ、国産仕入れ天然はちみつ及び外国産天然はちみつを容器に充填するに当たり、自家採集天然はちみつ及び国産仕入れ天然はちみつについては濾過を行い、自家採集天然はちみつ、国産仕入れ天然はちみつ及び外国産天然はちみつの糖度が低い場合又は結晶化している場合には、水分を除去して糖度を高めるため又は結晶化を解消するために低温乾燥加工を行った上で、自家採集天然はちみつ又は国産仕入れ天然はちみつと外国産天然はちみつを混合している。

ウ 本件26商品の内容物は、いずれも天然はちみつに該当するものである。

- (4) 藤原アイスクリーム工場は、本件26商品に貼付するラベル、封緘シール等の表示内容を自ら決定している。
- (5) 藤原アイスクリーム工場は、本件26商品について、平成22年9月から平成23年12月までの間、別表1の「表示媒体及び表示内容」欄記載の媒体（別添写し）において、同欄記載のとおり、国内の地名等を記載していた。
- (6) 実際には、本件26商品の内容物は、別表2記載のとおり、自家採集天然はちみつ又は国産仕入れ天然はちみつに、中国又はハンガリーで採蜜された天然はちみつが混合されているものであった。

3 法令の適用

- (1) 前記2(3)イの濾過、低温乾燥加工、混合及び充填は、本件26商品の内容について実質的な変更をもたらす行為とは認められない。
- (2) 前記2(5)の表示は、本件26商品の内容物のうち中国又はハンガリーで採蜜された天然はちみつが、それぞれの国で採蜜されたものであることを一般消費者が判別することが困難なものであった。
- (3) したがって、藤原アイスクリーム工場は、本件26商品の原産国について、景品表示法第4条第1項第3号の規定に基づく「商品の原産国に関する不当な表示」第2項に該当する表示をしていたものであって、かかる行為は、同法第4条第1項の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

- (1) 行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第57条第1項の規定に基づく教示
この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第6条の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、書面により消費者庁長官に対し異議申立てをすることができる。
- (2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示
訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。
(注1) この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。
(注2) 異議申立てをして決定があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その決定の日から1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

別表 1

No.	品名	表示媒体及び表示内容
1	純粋蜂蜜 主にあかしの花 2500g	○ラベル 「東北養蜂発祥の地」、「日本みつばちの郷」、「詩情豊かな岩手路」、「岩手 藤原養蜂場」、「岩手、藤原蜂蜜のおすすめ 藤原養蜂場は日本でも最も古く、明治時代から蜜蜂の飼育に専念、改良を加えて今日に至って居り、特に三陸地方から北上山系の早池峰山麓に本拠地を置き、我が国でも最も品質の高いとうたわれる純粋の『栃やあかしの花やクローバーの花の蜜』を生産して参りました。」、「藤原養蜂場」、「岩手県盛岡市若園町3-10」
2	純粋蜂蜜 主にあかしの花 1200g	
3	純粋蜂蜜 主にあかしの花 1000g	
4	純粋蜂蜜 主にあかしの花 600g	
5	純粋蜂蜜 主にあかしの花 550g	
6	純粋蜂蜜 主にあかしの花 500g	
7	純粋蜂蜜 主にあかしの花 700g	○ラベル 「東北養蜂発祥の地」、「日本みつばちの郷」、「詩情豊かな岩手路」、「岩手 藤原養蜂場」、「藤原養蜂場は日本でも最も古く、明治時代から蜜蜂の飼育に専念、改良を加えて今日に至って居り、特に三陸地方から北上山系の早池峰山麓に本拠地を置き、我が国でも最も品質の高いとうたわれる純粋の『栃やあかしの花やクローバーの花の蜜』を生産して参りました。」、「岩手県盛岡市若園町三の十」、「藤原養蜂場」
8	純粋蜂蜜 主にあかしの花 300g	
9	純粋蜂蜜 主にあかしの花 200g	
10	純度100% あかしの花 蜂蜜 120g	①ラベル 「岩手県盛岡市若園町3-10」、「藤原養蜂場」、「当藤原養蜂場では、日本で一番味にくせがなく、また固まりにくい良質の『あかしの花』の蜂蜜を、純度100%のまま皆様の食卓にお届けいたしております。」 ②封緘シール 「いわて・もりおか」、「藤原養蜂場」
11	一番蜜 純度100% あかしの花 蜂蜜 120g	
12	厳選 あかしの花 一番蜜 50g	①ラベル 「岩手県盛岡市若園町三の十」、「藤原養蜂場」 ②封緘シール 「いわて・もりおか」、「藤原養蜂場」
13	あかしの花 蜂蜜 2500g	○ラベル 「岩手県盛岡市若園町3-10」、「藤原養蜂場」

No.	品名	表示媒体及び表示内容
14	あかしあ 蜂蜜 1000g	①ラベル 「岩手県盛岡市若園町3-10」、「藤原養蜂場」 ②封緘シール 「いわて・もりおか」、「藤原養蜂場」
15	あかしあ 蜂蜜 500g	
16	あかしあ 蜂蜜 50g	
17	一番蜜 あかしあ 1000g	
18	一番蜜 あかしあ 500g	
19	純白 あかしあの花 一番蜜 2500g	○ラベル 「岩手、藤原蜂蜜のおすすめ 藤原養蜂場は日本でも最も古く、明治時代から蜜蜂の飼育に専念、改良を加えて今日に至って居り、特に三陸地方から北上山系の早池峰山麓に本拠地を置き、我が国で最も品質の高いとうたわれる純粋の『栃やあかしあやクロバーの花の蜜』を生産して参りました。」、「藤原養蜂場」、「岩手県盛岡市若園町3-10」
20	純白 あかしあの花 一番蜜 1200g	
21	純白 あかしあの花 一番蜜 1000g	
22	厳選 あかしあ 一番蜜 700g	○ラベル 「岩手、藤原蜂蜜のおすすめ 藤原養蜂場は日本でも最も古く、明治時代から蜜蜂の飼育に専念、改良を加えて今日に至って居り、特に三陸地方から北上山系の早池峰山麓に本拠地を置き、我が国で最も品質の高いとうたわれる純粋の『栃やあかしあやクロバーの花の蜜』を生産して参りました。」、「岩手県盛岡市若園町三の十」、「藤原養蜂場」
23	厳選 あかしあ 一番蜜 300g	
24	厳選 あかしあ 一番蜜 150g	①ラベル 「岩手、藤原蜂蜜のおすすめ 藤原養蜂場は日本でも最も古く、明治時代から蜜蜂の飼育に専念、改良を加えて今日に至って居り、特に三陸地方から北上山系の早池峰山麓に本拠地を置き、我が国で最も品質の高いとうたわれる純粋の『栃やあかしあやクロバーの花の蜜』を生産して参りました。」、「岩手県盛岡市若園町三の十」、「藤原養蜂場」 ②封緘シール 「いわて・もりおか」、「藤原養蜂場」
25	厳選 あかしあの花 一番蜜 600g	○ラベル 「岩手、藤原蜂蜜のおすすめ 藤原養蜂場は日本でも最も古く、明治時代から蜜蜂の飼育に専念、改良を加えて今日に至って居り、特に三陸地方から北上山系の早池峰山麓に本拠地を置き、我が国で最も品質の高いとうたわれる純粋の『栃やあかしあやクロバーの花の蜜』を生産して参りました。」、「藤原養蜂場」、「岩手県盛岡市若園町3-10」
26	厳選 あかしあの花 一番蜜 550g	

別表 2

品名	年別のはちみつの割合		
	原産国	平成22年	平成23年
純粋蜂蜜 主にあかしかの花 2500g 純粋蜂蜜 主にあかしかの花 1200g 純粋蜂蜜 主にあかしかの花 1000g 純粋蜂蜜 主にあかしかの花 700g 純粋蜂蜜 主にあかしかの花 600g 純粋蜂蜜 主にあかしかの花 550g 純粋蜂蜜 主にあかしかの花 500g 純粋蜂蜜 主にあかしかの花 300g 純粋蜂蜜 主にあかしかの花 200g 純度100% あかしかの花蜂蜜 120g あかしか 蜂蜜 50g	日本	約11%	約12%
	中国	約89%	約88%
あかしか 蜂蜜 2500g あかしか 蜂蜜 1000g あかしか 蜂蜜 500g	日本	約7%	約9%
	中国	約93%	約91%
純白 あかしかの花 一番蜜 2500g 純白 あかしかの花 一番蜜 1200g 純白 あかしかの花 一番蜜 1000g 厳選 あかしか 一番蜜 700g 厳選 あかしか 一番蜜 300g 厳選 あかしか 一番蜜 150g 厳選 あかしか 一番蜜 50g 厳選 あかしかの花 一番蜜 600g 厳選 あかしかの花 一番蜜 550g 一番蜜 純度100% あかしかの花 蜂蜜 120g 一番蜜 あかしか 1000g 一番蜜 あかしか 500g	日本	約28%	約30%
	中国	約36%	約35%
	ハンガリー	約36%	約35%

別添写し（縮小したもの）

【「純粹蜂蜜 主にあかしあの花 500g」の表示（別表1のNo. 6）】

<ラベル（前面）>



<ラベル（後面）>



【「純粋蜂蜜 主にあかしあの花 300g」の表示（別表1のNo. 8）】

<ラベル（前面）>



<ラベル（側面）>



<ラベル（後面）>



【「純度100% あかしあの花 蜂蜜 120g」の表示（別表1のNo. 10）】

<ラベル（前面）>



<ラベル（側面）>



<ラベル（後面）及び封緘シール>



【「一番蜜 あかしあ 1000g」の表示（別表1のNo. 17）】

<ラベル>



<封緘シール>



【「純白 あかしの花 一番蜜 1000g」の表示（別表1のNo. 21）】

<ラベル（前面）>



<ラベル（後面）>



【「厳選 あかしあ 一番蜜 150g」の表示（別表1のNo. 24）】

<ラベル（前面）>



<ラベル（後面）>



<封緘シール>



【「厳選 あかしの花 一番蜜 600g」の表示（別表1のNo. 25）】

<ラベル（前面）>



<ラベル（後面）>

